

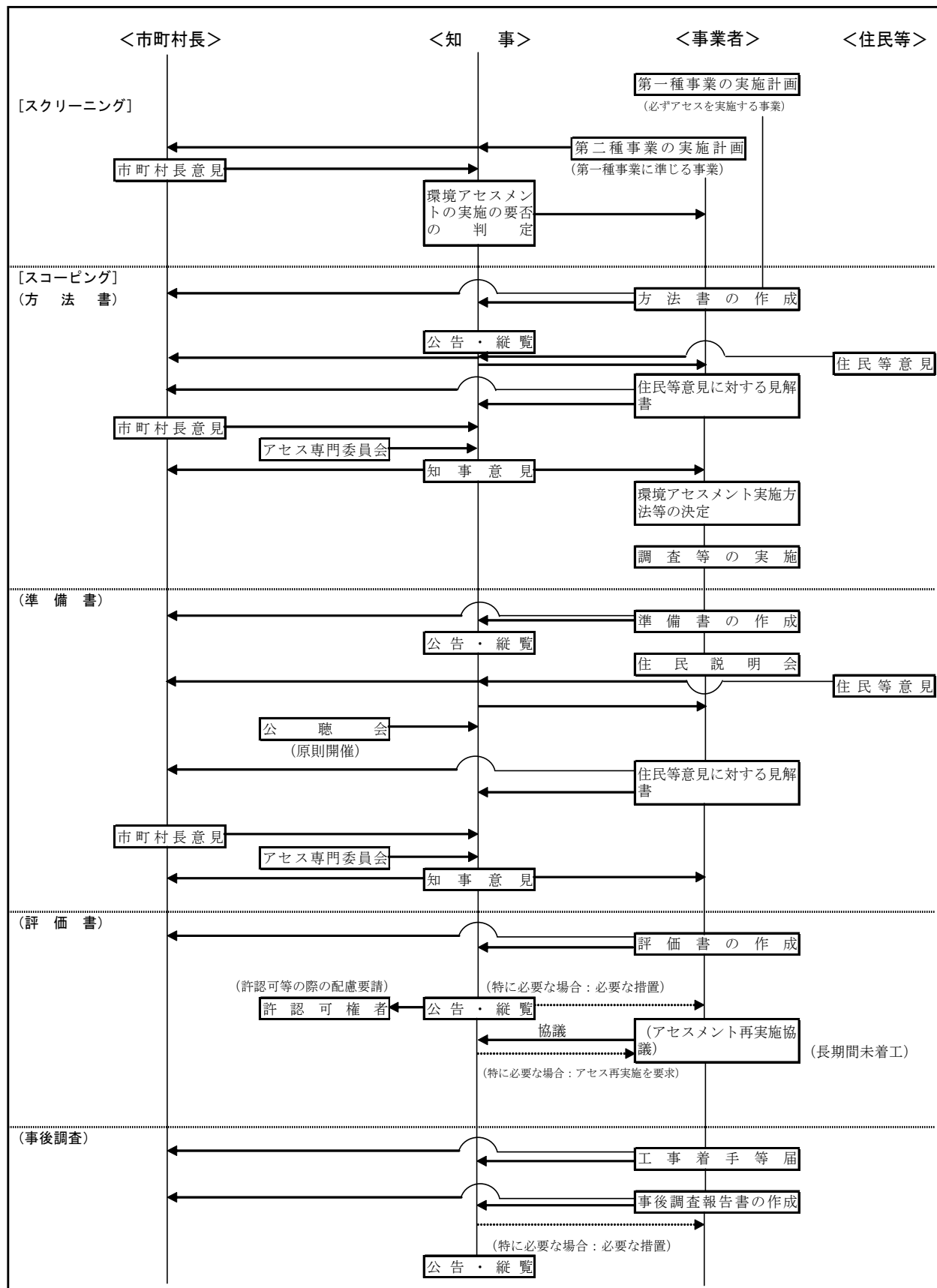
## 資料10 京都府環境影響評価条例の対象事業の概要

事業の種類・内容	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
<b>1 道路の新設及び改築の事業</b>		
(1)一般国道等	4車線・長さ7.5km以上	4車線・長さ5km～7.5km
(2)林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～15km
(3)特定地域*を通過する林道	幅員5m以上・長さ10km以上	—
(4)その他の道路	4車線・長さ7.5km以上	4車線・長さ5km～7.5km
<b>2 ダム新築等事業</b>		
(1)ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha～75ha
(2)堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha～75ha
(3)放水路	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha～75ha
<b>3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業</b>		
(1)普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
(2)新設軌道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
<b>4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</b>		
	滑走路長さ1,875m以上	滑走路長さ1,400m～1,875m
<b>5 発電所の設置又は変更の工事の事業</b>		
(1)水力発電所	出力22,500kW以上	出力16,500kW～22,500kW
(2)火力発電所	出力112,500kW以上	出力84,000kW～112,500kW
<b>6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業</b>		
(1)最終処分場	埋立処分場所面積5ha以上	—
(2)廃棄物焼却施設	処理能力4t/時間以上	—
(3)し尿処理施設	処理能力100kℓ/日以上	—
<b>7 水面の埋立て及び干拓の事業</b>		
	面積40ha以上	面積30ha～40ha
<b>8 土地区画整理事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>10 工業団地の造成事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>13 住宅団地の造成事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>14 工場又は事業場の設置又は変更の事業</b>		
	最大燃料使用量15kℓ/時間以上 平均排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	最大燃料使用量10kℓ/時間～15kℓ/時間 平均排出水量7,500m <sup>3</sup> /日～1万m <sup>3</sup> /日
<b>15 農用地の造成の事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>16 レクリエーション施設用地の造成事業</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
<b>17 8～13、15及び16の事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの</b>		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha

備考 \*「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。

# 資料11 京都府環境影響評価条例手続の流れ



資料12 環境影響評価手続実施事業一覧（23年3月末現在）

手続の種類	事業の種類	事業名	場所	方法書縦覧開始日	準備書縦覧開始日	評価書縦覧開始日
法アセス	道路	・京奈和自動車道（大和北道路）	木津川市ほか	16年11月9日	18年9月26日	20年4月25日
府条例アセス	一般廃棄物焼却施設	・長谷山清掃工場	城陽市	13年3月2日	15年4月18日	16年1月9日
	産業廃棄物焼却施設	・（仮称）綾部総合工場	綾部市	20年2月1日		
閣議アセス	道路	・京都市道高速道路1号線	京都市	—	6年5月16日	6年11月1日
府要綱アセス	レクリエーション施設等	・ジャパングレンリーフカントリークラブ	亀岡市	—	2年4月10日	2年11月6日
		・（仮称）丹波高原ゴルフ場	京丹波町	—	2年6月12日	3年3月8日
		・（仮称）サンディエゴカントリークラブ日吉コース	南丹市	—	3年7月19日	4年3月31日
		・（仮称）宝山ゴルフ倶楽部	亀岡市	—	3年10月15日	4年4月24日
		・ロイヤルクラシックゴルフ&リゾートクラブ	京都市	—	3年11月12日	4年5月19日
		・（仮称）京都奥山田CC	宇治田原町	—	7年8月22日	9年7月8日
	道路	・近畿自動車道敦賀線 [閣議アセス]	舞鶴市	—	2年8月14日	3年7月19日
電気工作物	・舞鶴発電所 [省議アセス]	舞鶴市	—	6年5月2日	7年1月17日	
府要綱アセス (都市計画アセス)	道路	・京都縦貫自動車道綾部宮津線 [閣議アセス]	綾部市ほか	—	2年8月17日	2年11月27日
		・第二名神自動車道宇治田原城陽線 [閣議アセス]	城陽市ほか	—	3年3月14日	3年9月24日
		・京都高速道路 [閣議アセス]	京都市	—	4年10月16日	5年3月16日
		・京都縦貫自動車道丹波綾部線 [閣議アセス]	京丹波町ほか	—	5年10月15日	6年2月14日
		・第二名神自動車道城陽八幡線 [閣議アセス]	京田辺市ほか	—	6年5月10日	7年7月7日
		・鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線	京丹後市ほか	—	11年1月5日	11年4月16日
	土地区画整理事業	・精華台土地区画整理事業 [閣議アセス]	精華町	—	3年6月14日	3年8月2日
	・木津中央特定土地区画整理事業 [閣議アセス]	木津川市	—	7年5月12日	7年8月25日	

- 注1 京都府環境影響評価要綱の施行（元年9月）以降に実施されたものを掲げています。  
 2 「法アセス」は、環境影響評価法に基づき行われたものです。  
 3 「閣議アセス」は、昭和59年の閣議決定に基づき行われたものです。  
 4 「都市計画アセス」は、都市計画決定の手続の中で行われたものです。  
 5 舞鶴発電所の「省議アセス」は、昭和52年の通商産業省省議決定に基づき行われたものです。  
 6 環境影響評価法及び府条例以外は方法書手続がありません。  
 7 京都市の制度による手続実施事業は含まれていません。